

## 地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号
処分の種類	許可等の取消、工作物除去命令等		4-223
根拠法令条例等・条項	道路法第71条第2項		
処分の概要	道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合等において、許可等を取り消し、工事の中止等を命ずること。		
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令の定めにおいて処分についての判断基準が具体的に規定されているため)		
基準の制定根拠	—		